

# し尿浄化槽は 正しい管理が 必要です

し尿浄化槽管理技術者と契約して、年一回以上の清掃を行うことが、設置者に義務づけられています。義務ばかりでなく、実際に年一回以上清掃をしないと、し尿浄化槽の機能を発揮しません。公害防止の意味からも、不潔な生活環境は好ましくありません。お互いに注意しあうことが大切です。

## 便器の掃除は……

便器の掃除には、クレンザーか中性洗剤をぬるま湯に溶かして使います。塩酸などの強い薬品を使うと、汚物を浄化するバクテリアを殺すので、使用しないでください。

## し尿浄化槽は大切に……

し尿浄化槽上のマンホールには、物をのせないでください。特に、送気孔を塞ぐと酸化作用が著しく減退し、能力が低下して臭気が強くなります。

## 消毒してから放流……

し尿浄化槽で浄化されたし尿でも、中には伝染病のもとになる病原菌が、まだ生きている恐れがあります。消毒してから放流しましょう。

## 殺虫剤の散布……

し尿浄化槽からは、チカイエカという小型の蚊が発生します。適時に殺虫剤を散布しましょう。

# し尿くみ取り 業者の 区域変更

六月一日から、東町と西町のし尿くみ取り業者の受け持ち区域が次のように変わりました。その他の地域は、これまでと同じです。

◆東町(上鉢石町↓宝殿) 丸通

(☎④〇〇一三)

▼月曜・火曜・水曜日 上・中・

下鉢石町、稲荷町一・二・三丁目、御幸町

▼木曜・金曜日 石屋町、松原町、宝殿

▼土曜日 相生町、東和町、若杉町

▼西町(山内↓安良沢町) 日光

清掃社(☎④〇四一一)

▼月曜・火曜・水曜日 匠町、本町第一、本町第二、安良沢町

▼木曜日 本町第三、本町第四、安川町(下河原・西参道を除く)

▼金曜・土曜日 下河原、西参道、山内、花石町、久次良町

申し込みは一週間前に

申し込みは、申し込みをしてから約一週間で伺います。現場での申し込みは受け付けません。なお、ご意見や苦情がありましたら、清掃事業所(☎④〇四四二)へご連絡ください。

## お米の栄養価を見直しましょう

お米は、国内生産で自給される唯一の穀物で、昔から主食の位置を守り続けてきました。そして、大切なカロリー源と良質のタンパク源を私たちに与えています。ここで、お米の栄養価を見直していただき、バランスのとれた栄養豊かな食事づくりを心掛けていただきたいと思います。

今までの配給標準価格米は、五十一年産米を使用する場合、低温倉庫で保管した品質のよいものを五十二年産米に混ぜていましたが、五月以降は五十二年産米のみで配給することになりました。これからのお米は、今まで以上においしく食べられることと思います。

栃木県

## 所得税の特別減税が行われます

### 行われます

今回、昭和五十二年分所得税の特別減税が行われ、次の金額が還付されることとなります。

還付される金額は、本人は六千円、控除対象配偶者や扶養親族は一人につき三千円として計算した金額です。ただし、昭和五十二年分の所得税額の方が少ないときは、その税額までとなります。還付方法とその手続きは次のとおりです。

### ①サラリーマンの場合

本年六月一日現在において昨年と同じ会社に勤務しているサラリーマンは、六月か七月ごろに、勤務先から還付されます。

### ②事業所得者などの場合

事業所得者など確定申告をして納税した人は、六月末ごろに税務

署から特別減税についてのお知らせが送付されますから、これに封してある還付請求書用紙に必要の事項を記入して、税務署に送り返してください。そうしますと、税務署から還付金の支払通知書が送られてきますから、この支払通知書によって郵便局で還付金を受け取るようになります。

### ③その他の人の場合

ことしになって五月末までに退職した人や、昨年中途で退職した人などは、税務署へ還付請求をしてください。この場合、昭和五十二年分の確定申告書を提出していない人は、期限後の確定申告をして、特別減税を受けることになっています。